

第 5 章 委員会および委員会活動

第 14 条 この会は、次の委員会（表 3）をおき、それぞれ活動を行います。
 総委員もしくは委員長が、会長に連絡の上、随時招集します。

（表 3）

	委員会名	選出方法・人数	活 動 内 容
常任委員会	学年委員会 委員長を各学年毎に選出し、3年の委員長が総委員長を兼ねる	学年全体で6名を選出し、選ばれた方から委員を選出する。	学級の親会員と学校との連絡、学級・学年を基礎にした活動を行い、学校内外のできごとや、各委員会活動の様子を知らせる広報活動や、地域と学校をつなげる美化活動の推進に取り組みます。
特別委員会	選考委員会	役委員選出規定による	役委員選出規定にかかる会務を行います
	人権委員会	実行委員を充てる	人権啓発に関する各種研修会への参加と情報提供、及び講演会の企画を行い、人権啓発の推進を図る。

第 15 条 社会の変化や、学校教育の推移にともなって、実行委員会の承認を経て、必要に応じた委員会をおくことができます。また、委員の人数においても変動することができます。

第 16 条 委員は、別に定める役委員選出規定により選出されます。

第 17 条 1 各常任委員の任期は1年とします。ただし、再任は可とします。

2 委員は1人1役を原則とします。

第 18 条 1 各委員会は必要に応じて全委員で構成する集会を開くことができます。

2 この集会は会長に連絡の上、総委員長または委員長が招集します。

第 19 条 特別委員会として、次の委員会をおきます。

1 選考委員会

2 人権委員会

3 その他、特別な事由が生じたときは、必要な特別委員会を構成することができます。